

学校卒業後における障害者の学びの支援に関する実践研究事業
(1) 地域における持続可能な学びの支援に関する実践研究
(イ) 地域連携による障害者の生涯学習機会の拡大促進 審査基準

令和3年2月8日

総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課

1. 採択案件の決定方法

「地域連携による障害者の生涯学習機会の拡大促進」の委託先決定のため、申請のあった企画提案書等について審査を行う。審査委員の評価を平均した得点の高い者の中から予算の範囲内で、審査委員会において、実施する取組のバランス等を総合的に勘案し、採択先を決定する。

2. 審査方法等

(1) 審査体制

- ・文部科学省総合教育政策局に置かれる審査委員会において、企画提案書等に基づき、審査を実施する。

(2) 追加資料の要求

- ・審査委員は、審査期間中に必要に応じて、企画提案書等のほかに、企画提案内容の詳細に関する追加資料の提出を求めることができる。

3. 審査に係る評価項目

申請された事業の採否に当たっては、別添1「評価項目」における「評価の観点」欄の各項目に対し、「配分点」欄に記載の点数を上限として審査委員による採点を行い、各審査委員の評価点の平均点を当該案件の得点とする。配分点の詳細な傾斜については、別添2「配分点の考え方」のとおりとする。

さらに、評価を実施した審査委員が付した意見や採択分野のバランス等を踏まえた相対的な観点からの評価を総合的に判断し、審査委員会において、採択案件を決定するものとする。

ただし、各審査委員の評価点の平均点が55点に満たないものは、採択しない。

なお、ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価に係る評価基準としては、別添1「評価項目」14の認定等の中で該当する最も配点の高い区分による評価を行う。

| | 評価の観点 | 配分点 | |
|------|----------------|---|-----|
| 評価項目 | 【基本的事項】 | | |
| | 1 | 事業実施に必要な人員・組織体制が整っており、業務管理を適切に遂行できる体制を有しているか。 | 5点 |
| | 2 | 事業全体の目標が具体的かつ明確に示されており、妥当な経費が計上されているか。 | 10点 |
| | | 【事業内容】 | |
| | | (1) 効果的な学習プログラムの実施 | |
| | 3 | スケジュールが明確に示されており、無理のない計画となっているか。 【企画提案書6.(1)①】 | 5点 |
| | 4 | 実施する学習プログラムの内容が具体的かつ明確に示されているか。また、学習講座や活動等を実施する場合には、当該取組の内容が具体的かつ明確に示されているか。 【企画提案書6.(1)②】 ※本委託事業の内容に関わる実施団体のこれまでの取組の実績、研究業績、関連する地域の取組等の成果が、本事業の趣旨を踏まえて障害者の生涯学習の推進に関して十分な成果が期待されるものとなっているか実績を参考に採点する。 | 15点 |
| | | (2) 連携協議会の開催及び効果的な実施体制や関係部局・民間団体等との連携体制の構築 | |
| | 5 | 連携協議会の構成員として、事業実施要領等に照らし適切な者が参画しているか。また、スケジュールが明確に示されており、無理のない計画となっているか。 【企画提案書6.(2)①～③】 | 5点 |
| | 6 | 連携協議会の議題や構築を目指す効果的な実施体制・連携体制の内容が具体的かつ明確に示されているか。また、「事業成果の分析・検証方法」や「どのような者と連携すると効果的な実施体制・連携体制が構築できるか」等の成果報告書を見据えた展望についても示されているか。 【企画提案書6.(2)④】 | 10点 |
| | | (3) コーディネーター・指導者等の配置やボランティアの育成・活用等の検討 | |
| | 7 | コーディネーター・指導者等としての専門性を有する適切な者が配置されているか。また、スケジュールが明確に示されており、無理のない計画となっているか。 【企画提案書6.(3)①、②】 | 5点 |
| | 8 | コーディネーター・指導者等の配置やボランティアの育成・活用等の内容が具体的かつ明確に示されているか。また、「具体的にどのように配置・活動すべきか」等の検証・分析や、具体的なモデルの提示に向けた見解について示されているか。 【企画提案書6.(3)③】 | 5点 |
| | (4) 成果等の普及 | | |

| | | |
|---------------------|---|-----|
| 9 | スケジュールが明確に示されており、無理のない計画となっているか。また、3.において「ブロック別コンファレンス」の実施を選択した場合、そのスケジュールが明確に示されており、無理のない計画となっているか。【企画提案書6.(4)①、(5)①】 | 5点 |
| 10 | 取組の内容が具体的かつ明確に示されているか。また、成果報告会等の開催にあたり(あるいは3.において「ブロック別コンファレンス」の実施を選択した場合)、当該取組の内容が具体的かつ明確に示されているか。【企画提案書6.(4)②、(5)②】 | 10点 |
| 【見込まれる成果・効果】 | | |
| 11 | 本事業の実施により得られることが見込まれる成果・効果が具体的かつ明確に示されているか。また、示されている成果・効果は適切なものと言えるか。【企画提案書7.(1)、(2)】 | 10点 |
| 12 | 委託事業終了後の目指す方向性が具体的かつ明確に示されているか。【企画提案書7.(3)】 | 5点 |
| 【その他】 | | |
| 13 | 本委託事業の内容に関わる実施団体のこれまでの取組の実績、研究業績、関連する地域の取組等の成果が具体的かつ明確に示されているか。【企画提案書8.】 | 5点 |
| 14 | 以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分による評価を行う。 ○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に基づく認定(えるぼし認定) ・認定段階1(労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。) = 1点 ・認定段階2(労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。) = 2点 ・認定段階3 = 3点 ・プラチナえるぼし認定 = 5点 ・行動計画策定済(女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主(常時雇用する労働者の数が300人以下のもの)に限る(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ) = 0.5点 ○次世代育成支援対策推進法(次世代法)に基づく認定(くるみん認定企業・プラチナ認定企業) ・旧くるみん認定(次世代法施行規則等の一部を改正する省令(平成29年厚生労働省令第31号)による改正前の認定基準又は同附則第2条第3項の規定による経過措置により認定) = 2点 ・新くるみん認定(次世代法施行規則等の一部を改正する省令(平成29年厚生労働省令第31号)による改正後の認定基準により | 5点 |

| | | |
|--|---|--|
| | <p>認定) = 3点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラチナくるみん認定= 3点 <p>○青少年の雇用の促進等に関する法律(若者雇用促進法)に基づく認定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ユースエール認定= 3点 <p>○上記に該当する認定等を有しない= 0点</p> | |
|--|---|--|

満点：100点

別添2 「配分点の考え方」

| | 大変優れている | 優れている | やや優れている | やや不適當である | 不適當である |
|-------|---------|-------|---------|----------|--------|
| 5点満点 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |
| 10点満点 | 10 | 8 | 6 | 4 | 2 |
| 15点満点 | 15 | 12 | 9 | 6 | 3 |